

●香川県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年6月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下字香堂 2315番1地先から	前	2.2~16.6	821	防災・安全社会資本整備 交付金事業による道 路拡幅
高松市香川町東谷字久保田 885番1地先まで	後	11.1~49.6	821	